

議案第74号

長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

上記議案を提出します。

令和7年12月2日

長与町長 吉田慎一

提案理由

長与町立高田学園の設置に伴い、関係条例の整理を行うもの。

長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中

「

学校医（一般）	年額224,000円を上限額とし、基本報酬額179,200円に、人数割報酬額（担当する小学校又は中学校の全学年の児童数又は生徒数×100円）を加えた額
学校歯科医	
学校医（耳鼻科）	基本報酬額36,000円に、人数割報酬額（担当する小学校の第1学年及び第4学年の児童数又は中学校の第1学年の生徒数×100円）を加えた額
学校医（眼科）	基本報酬額36,000円に、人数割報酬額（担当する小学校の第4学年の児童数又は中学校の第1学年の生徒数×100円）を加えた額

を

」

「

学校医（一般）	年額224,000円を上限額とし、基本報酬額179,200円に、人数割報酬額（担当する小学校（義務教育学校にあっては、その前期課程）の児童数又は中学校（義務教育学校にあっては、その後期課程）の生徒数×100円）を加えた額
学校歯科医	
学校医（耳鼻科）	基本報酬額36,000円に、人数割報酬額（担当する小学校並びに義務教育学校前期課程の第1学年及び第4学年の児童数又は中学校の第1学年及び義務教育学校後期課程の第7学年の生徒数×100円）を加えた額
学校医（眼科）	基本報酬額36,000円に、人数割報酬額（担当する小学校及び義務教育学校前期課程の第4学年の児童数又は中学校の第1学年及び義務教育学校後期課程の第7学年の生徒数×100円）を加えた額

に

」

改める。

(長与町立学校設置条例の一部改正)

第2条 長与町立学校設置条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

本則に次の1条を加える。

（義務教育学校の名称及び位置）

第4条 義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

小学校の名称	位置
長与町立長与小学校	長与町嬉里郷659番地2
長与町立洗切小学校	長与町平木場郷151番地
長与町立長与北小学校	長与町斎藤郷370番地
長与町立長与南小学校	長与町高田郷1196番地80

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第3条関係）」に改め、同表長与町立高田中学校の項を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

義務教育学校の名称	位置
長与町立高田学園	長与町高田郷2207番地（百合野校舎）
	長与町高田郷1912番地1（さくら野校舎）

（長与町立学校体育施設使用料条例の一部改正）

第3条 長与町立学校体育施設使用料条例（昭和56年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「つねに」を「常に」に改め、同条第3項中「又はその」を「、又はその」に改める。

別表高田小学校の項を削り、同表中

「

高田中学校	体育館	フロア	町民	全面・1時間	270円
				半面・1時間	160円
			町民以外	全面・1時間	550円
				半面・1時間	330円
			照明	全面・1時間	440円
				半面・1時間	220円
	卓球場	町民	全面・1時間	110円	
				220円	
		町民以外		160円	
		照明			

		ステージ	町民	全面・1時間	80円
			町民以外		160円
			照明		160円
		武道場	町民	全面・1時間	160円
				半面・1時間	80円
			町民以外	全面・1時間	330円
				半面・1時間	160円
			照明	全面・1時間	220円
				半面・1時間	110円
		運動場	町民	全面・1時間	550円
				半面・1時間	270円
			町民以外	全面・1時間	1,100円
				半面・1時間	550円

を

」

「

高田学園（百合 野校舎）	体育館	フロア	町民	全面・1時間	160円
			町民以外		330円
			照明		220円
		ステージ	町民	全面・1時間	80円
			町民以外		160円
			照明		160円
		運動場	町民	全面・1時間	550円
			半面・1時間		270円
			町民以外	全面・1時間	1,100円
				半面・1時間	550円
	高田学園（さく ら野校舎）	フロア	町民	全面・1時間	270円
			半面・1時間		160円
			町民以外	全面・1時間	550円
		照明	半面・1時間		330円
			全面・1時間		440円
			半面・1時間		220円
	卓球場	町民	全面・1時間	110円	
		町民以外		220円	
		照明		160円	
	ステージ	町民	全面・1時間		80円

に

武道場	町民	町民以外	160 円
		照明	160 円
	町民	全面・1 時間	160 円
		半面・1 時間	80 円
	町民以外	全面・1 時間	330 円
		半面・1 時間	160 円
	照明	全面・1 時間	220 円
		半面・1 時間	110 円
	運動場	町民	全面・1 時間
		半面・1 時間	270 円
		町民以外	全面・1 時間
		半面・1 時間	550 円

」

改める。

(長与町立長与南小学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 長与町立長与南小学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第2条中「及び長与第二中学校、高田中学校」を「、長与第二中学校及び高田学園（さくら野校舎）」に改める。

第5条中「小学校、中学校」を「学校」に、「すべて」を「全て」に改める。

(長与町暴力団排除条例の一部改正)

第5条 長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中第4条第1項及び第3項の改正規定並びに第4条中第1条の改正規定及び第5条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(名称の読み替え)

2 前項本文の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請、許可、届出、納付その他の行為に係る書類中「高田小学校」又は「高田中学校」の名称は、施行日以後は、「高田学園」と読み替えるものとする。

(施行日前の申請等)

3 施行日前に改正前の長与町立学校体育施設使用料条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により高田小学校又は高田中学校の施設の使用についてされた申請は、施行日

以後は、それぞれ改正後の長与町立学校体育施設使用料条例（以下「新条例」という。）別表に規定する高田学園（百合野校舎）又は高田学園（さくら野校舎）の施設の使用についての申請とみなす。

4 前項の申請に基づき施行日前にされた許可その他の処分は、施行日以後は、新条例別表に規定する施設に係る許可その他の処分とみなす。

（使用料の適用）

5 前2項の規定により読み替え又はみなされる申請及び許可に係る使用料の額並びに納付の方法その他の取扱いは、旧条例第5条及び第7条の規定の例による。

6 施行日前に旧条例第7条の規定により納付された使用料は、新条例第7条の規定により納付されたものとみなす。

7 施行日前に旧条例第8条の規定により還付の申請がされた使用料の還付については、なお旧条例の例による。

（使用の許可の取消等に関する経過措置）

8 附則第4項の規定によりみなされた許可を受けた者が、施行日以後に新条例又は新条例に基づく諸規則に違反したときは、新条例第4条第2項の規定を適用する。

（損害賠償に関する経過措置）

9 附則第4項の規定によりみなされた許可を受けた者が、施行日以後に施設の設備及び器具等を毀損し、又は滅失したときは、新条例第4条第3項の規定を適用する。

10 施行日前に旧条例第4条第3項の規定により生じた損害賠償義務については、なお旧条例の例による。